新公審査答申（情）第４６号
令和８年１０月２３日

新潟市長　　様

新潟市公文書公開等審査会
会長　　菊池　　弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和６年１０月１５日付け、新行経第２５９号で諮問のあった件のうち、秘書課による情報公開に係る決定処分についての審査請求事案について、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和５年６月２９日付け新秘第３５号の２及び令和５年９月８日付け新秘第４９号の２により行った非公開決定は、結論において妥当である。

第２　審査請求の経過

１　行政文書の公開請求（その１）

令和５年６月１６日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求人が６月１２日に広聴相談課の案件について秘書課に問い合わせ、対応した秘書課の職員は、課で情報共有したとしているので、この文書の開示と共有したことを示す決裁書等（以下「本件請求文書」という。）について情報公開請求をした。

２　実施機関の決定（その１）

令和５年６月２９日、実施機関は、本件請求文書を保有していないとして非公開決定（以下「本件決定①」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３　審査請求（その１）

令和５年７月３日、審査請求人は、本件決定①を不服として審査請求（以下「本件審査請求①」という。）を行った。

４　行政文書の公開請求（その２）

令和５年８月２８日、審査請求人は、条例第５条の規定に基づき、実施機関に対し、本件請求文書のうち、令和５年６月１２日に秘書課に問合せした文書について再度情報公開請求（以下「本件請求②」といい、行政文書の公開請求（その１）と合わせて「本件請求」という。）をした。

５　実施機関の決定（その２）

令和５年９月８日、実施機関は、担当者が記したメモ（以下「応対メモ」という。）は条例第２条に規定される行政文書には該当しないことから情報公開請求の対象外との認識の下、本件請求②に係る文書を保有していないとして非公開決定（以下「本件決定②」といい、本件決定①と合わせて「本件決定」と総称する。）を行い、審査請求人に通知した。

６　審査請求（その２）

令和５年９月１１日、審査請求人は、本件決定②を不服として審査請求（以下「本件審査請求②」といい、本件審査請求①と合わせて「本件審査請求」と総称する。）を行った。

７　審理手続の併合

令和５年１０月１７日、実施機関は行政不服審査法第９条第３項及び第３９条の規定に基づき、本件審査請求①及び②に係る審理手続を併合した。

８　諮問

令和６年１０月１５日、実施機関は条例第１２条第１項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第３　審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人はこれ以外にも主張を行っているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

問合せの際、職員が応対メモを作成している。

応対メモに基づいて、広聴相談課とやり取りしており、行政文書にあたる。

保管されている応対メモは情報共有されており、行政文書である。

応対メモが手元に残っている以上、開示すべき。

第４　実施機関の主張

実施機関が弁明書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

電話があった際に応対メモを作成し、それを見て広聴相談課に電話連絡した。

課内で共有する際には応対メモを用いず、文書を作成せずに口頭で共有したため、請求のあった文書が存在しない。

応対メモは個人で保管している。

第５　審査会の判断

１　本件審査請求について

本件審査請求は、二度にわたる公開請求に対し、実施機関が請求対象の文書を保有していないとして非公開決定したところ、審査請求人から本件請求文書の公開を求め

てなされたものであり、決定の取消しを求めてなされたものと解される。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

２　本件決定の妥当性について

（１）本件請求は、審査請求人が特定日に実施機関に対して問合せをしたことに関し、それに対する実施機関の記録等の公開を求めているものである。

（２）条例第６条第２号は、個人に関する情報であって特定の個人が識別できるもので、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないものを非公開情報として規定している。審査請求人が特定日に実施機関の特定の課に問合せを行ったという情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別できるものであり、同号ただし書のいずれにも当てはまらないものであるため、同号の非公開情報に該当する。

（３）そうすると、仮に本件請求文書が存在する場合、その全部を非公開としたとしても、同号の非公開情報を公開することと同様の結果となることから、本件請求に対しては、条例第６条の３第１項の規定により公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべきものであったと認められる。

（４）実施機関は既に本件決定において行政文書の存否を明らかにしているが、本来は条例第６条の３第１項を適用すべきであることを鑑みれば、非公開とした文書の公開可能性について検討する余地はないため、本件決定は、結論において妥当であるというほかない。

３　以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり答申する。

４　なお、念のため保有個人情報開示請求の場合における応対メモの行政文書該当性について付言しておく。

（１）審査請求人は、問合せの際に職員が応対メモを作成しており、これが行政文書に該当すると主張している。これに対し実施機関は、メモは作成したものの課内では共有せず、個人で保管しているため行政文書には該当しないと主張する。

（２）条例第２条第１項では、行政文書の定義について、同条第２項に定める実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定している。

（３）そこで当審査会において実施機関に対し、応対メモの取扱いについて確認したところ、おおむね次のとおり説明があった。

ア　本件問合せの内容は、当該問合せを受けた秘書課の業務との関連性が全くなく、職務上の必要性がないことから、処理に係る事案が軽微なものとして行政文書作成義務の例外に当たる。

イ　この認識の下、応対メモは、新潟市公文書管理条例（以下「公文書管理条例」という。）に規定する行政文書ファイルに格納せず、特に編綴することもなく、個人使用の机の引き出しにおいて課内で共用されない状態で、作成した職員が個人で保有していた。

（４）さらに応対職員から応対メモの写しについて提示を受け、当審査会においてこれ

を見分したところ、応対職員がメモ用紙に走り書きした電話メモであると認められた。

（５）公文書管理条例は、第４条において処理に係る事案が軽微なものである場合を除き行政文書の作成義務を定めている。また、行政文書の管理について、第５条第２項では相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物である行政文書ファイルにまとめることを、第６条第１項では適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存することを、第８条では保存期間が満了した際には所定の手続を経て廃棄等することを定めている。

（６）これらのことに照らし、応対メモの行政文書該当性を検討する。

ア　応対メモについて、実施機関の職員が職務上作成したことは明らかである。

イ　事案の軽微性から行政文書作成義務の例外に当たるとの実施機関の認識及び応対メモの態様や応対職員個人で保管していた状況等を総合的に考慮すると、実施機関の職員が応対メモを業務上必要なものとし、組織の共用文書としての実質を備えた状態で利用・保存されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、当該実施機関が事実上支配している状態であったものとも認め難い。

　そうすると、応対メモは、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有していたものとは認められない。

（７）よって、当審査会においては、応対メモは行政文書に該当しないものと判断するものである。

第６　審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和６年１０月１５日	実施機関の諮問書を受理
令和８年　９月１７日	審査会開催（第１回）
令和８年１０月２０日	審査会開催（第２回）

（第３部会）

委員　菊池弘之、　委員　杵渕栄治、　委員　櫻井香子